

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5月20日
【会社名】	株式会社ヨンドシーホールディングス
【英訳名】	YONDOSHI HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 秀 典
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【電話番号】	(03)5719 - 3429
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務担当 西 村 政 彦
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【電話番号】	(03)5719 - 3429
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務担当 西 村 政 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成28年5月19日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年5月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金20円 総額535,101,580円

ロ 効力発生日

平成28年5月20日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、木村祭氏、鈴木秀典、瀧口昭弘、久留米俊文、西村政彦及び細田信行の6氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、岩森真彦、秋山豊正の両氏を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し退職慰労金贈呈の件

宮本聡氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

第5号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

田坂英二、上村信彦の両氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

第6号議案 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、第65回定時株主総会で決議された報酬等とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額60,000千円以内の範囲で割り当てるものであります。

第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	222,552	63	0	(注)	可決(99.13%)
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く)6名選任の件					
木村 祭氏	219,867	2,748	0	(注)	可決(97.93%)
鈴木 秀典	222,377	238	0		可決(99.05%)
瀧口 昭弘	221,875	236	504		可決(98.83%)
久留米 俊文	222,379	236	0		可決(99.05%)
西村 政彦	222,379	236	0		可決(99.05%)
細田 信行	222,340	275	0		可決(99.03%)
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件					
岩森 真彦	221,458	1,127	0	(注)	可決(98.64%)
秋山 豊正	222,283	302	0		可決(99.01%)
第4号議案 退任取締役(監査等委員である取締 役を除く)に対し退職慰労金贈呈の件	204,906	17,709	0	(注)	可決(91.27%)
第5号議案 退任監査等委員である取締役に 対し退職慰労金贈呈の件	161,686	60,929	0	(注)	可決(72.02%)
第6号議案 当社の取締役(監査等委員である取締 役を除く)に対しストックオプション として新株予約権を発行する件	220,027	2,588	0	(注)	可決(98.00%)
第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する 対応策(買収防衛策)の継続の件	168,470	54,145	0	(注)	可決(75.04%)

(注) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上